別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0545　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ニコニコ代行
	主たる営業所が所在する市町村	杉戸町
処　分　年　月　日		令和8年10月23日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0529　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	てるちゃん代行
	主たる営業所が所在する市町村	春日部市
処　分　年　月　日		令和8年4月21日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0476　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	Daiko代行
	主たる営業所が所在する市町村	加須市
処　分　年　月　日		令和8年2月13日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0517　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	level運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	川口市
処　分　年　月　日		令和7年12月12日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0517　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	level運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	川口市
処　分　年　月　日		令和7年10月7日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0537　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	スター代行
	主たる営業所が所在する市町村	東松山市
処　分　年　月　日		令和7年4月11日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0249　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ドルフィン代行
	主たる営業所が所在する市町村	川越市
処　分　年　月　日		令和6年11月29日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県

別記様式5

被処分者	認定証番号	埼玉県公安委員会　第　43－0529　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	てるちゃん代行
	主たる営業所が所在する市町村	春日部市
処　分　年　月　日		令和6年11月29日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）
処分を行った都道府県		埼玉県